

米子市建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が電子入札システムを使用して行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は測量等業務（建設工事に係る測量、地籍調査、建設コンサルタント等の業務をいう。以下同じ。）の競争入札の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加者 一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）、公募型指名競争入札及び指名競争入札における市が契約する相手方の選定手続に参加する者をいう。
- (2) 電子入札システム 電子入札に使用する情報システムをいう。
- (3) 電子入札 市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。
- (4) 書面参加 電子入札を実施する案件において、入札参加者が電子入札システムを使用せず、書面をもって入札に参加することをいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。
- (6) ICカードの不正利用等 不正に取得した他人のICカードを用い、名義人になりすまして電子入札に参加し、又は参加しようとする行為その他不正なICカードの使用であると市長が認める行為をいう。
- (7) 工事費内訳書等 工事費内訳書その他市長が定める資料をいう。
- (8) 予定価格等 予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象は、市が発注する建設工事又は測量等業務のうち、市長が適当と認めたものとする。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に掲げる要件を満た

すものでなければならない。

(1) 入札参加者の代表者又は受任者（受任者の場合には、市の入札参加資格者名簿に登録された者に限る。以下この条及び第6条において同じ。）の名義で取得したものであり、当該代表者又は受任者が使用するものとして次条第1項に規定する利用者登録をされているものであること。

(2) 落札決定を行う日までの期間において有効なものであること。

2 入札参加者の代表者又は受任者は、ＩＣカードを厳重に管理しなければならない。

3 ＩＣカードを使用して行われた入札手続は、全て当該ＩＣカードの名義人である代表者又は受任者が行ったものとみなす。

（利用者登録等）

第5条 入札参加者は、あらかじめ、ＩＣカードを使用して、電子入札システムによる利用者登録（以下この条及び次条において「利用者登録」という。）を行わなければならない。

2 利用者登録を行った者は、当該利用者登録の内容に変更が生じたときは、直ちに、電子入札システムにより利用者登録の変更を行わなければならない。

3 前2項に規定する手続をしないで行われた入札手続は、無効とする。

（特定建設工事共同企業体）

第6条 前2条の規定にかかわらず、入札参加者が特定建設工事共同企業体である場合の電子入札に係る手続は、当該特定建設工事共同企業体の代表構成員が代表者又は受任者の名義で取得し、及び利用者登録を行ったＩＣカードを使用して行われなければならない。

（ＩＣカードの不正利用等）

第7条 市長は、入札参加者がＩＣカードの不正利用等を行ったことが判明した場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取扱いをすることができる。

(1) 開札までの間に当該ＩＣカードの不正利用等を行ったことが判明した場合
当該入札参加者の当該案件への入札参加資格を取り消すものとする。ただし、既に入札が行われている場合には、当該入札参加者の入札を無効とする。

(2) 開札から契約締結までの間に当該ＩＣカードの不正利用等を行ったことが判明した場合
当該入札参加者が行った入札を、入札が行われた時点に遡って無効とする。この場合において、当該入札参加者に対して落札決定が行われているときは、当該落札決定を取り消す。

(3) 契約の締結後に当該ＩＣカードの不正利用等を行ったことが判明した場合

当該入札参加者と締結した当該契約を解除する。

- 2 市長は、ＩＣカードの不正利用等を行った者に対し、米子市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成１７年１２月２１日施行）に基づく指名停止措置その他必要な措置をとることができる。

（入札の公告等）

第８条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、米子市建設工事執行規則（平成１７年米子市規則第１０６号）第９条第１項に掲げる事項（指名競争入札にあっては、同規則第２０条第２項に規定する事項）に加えて、次に掲げる事項を公告し、又は通知しなければならない。

- (1) 電子入札の受付を終了する日時
- (2) 工事費内訳書等の提出を求める場合は、その旨
- (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（入札書記載事項の入力）

第９条 入札参加者は、電子入札の受付を開始する日時からその受付を終了する日時までの間に、入札書に記載すべき事項を、電子署名を付した上で電子入札システムに入力しなければならない。

- 2 入札参加者は、電子入札システムに前項の事項を入力した後に、当該事項の訂正、抹消又は挿入をすることができない。

（工事費内訳書等の提出）

第１０条 入札参加者は、電子入札において工事費内訳書等を提出する場合は、電子入札システムの添付機能を利用して、前条第１項の期間に、当該工事費内訳書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出しなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該電磁的記録にコンピューターウイルスが存在しないことを確認しなければならない。

- 2 入札参加者は、電子入札システムの容量の制限その他の理由により前項の電磁的記録を提出することができないときは、速やかにその旨を市長に通知するとともに、別に定める手順書に従って当該工事費内訳書等を提出しなければならない。

（書面参加）

第１１条 入札参加者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、書面参加をすることができる。

- (1) ＩＣカードの登録内容を変更するため再取得の手続を行っている場合
- (2) ＩＣカードの破損等により再取得の手続を行っている場合
- (3) 入札参加者の電子計算機の通信障害その他電子計算機の不具合により、電

子入札を行うことが困難な場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、入札参加者の責めによることができない事由があると認められる場合

2 入札参加者は、書面参加を希望するときは、電子入札の受付を終了する日の前日（その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、当該市の休日前において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日）の正午までに、市長に対し、書面参加移行承認申請書（別記様式第1号）を持参、郵送又は電子メールにより提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、電子入札の手続の進行に支障がないと認められるときは、書面参加を承認するものとし、当該申請をした入札参加者に対し、書面参加移行承認通知書（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、電子入札の手続の進行に支障があると認めるときは、書面参加を承認しないものとし、当該申請をした入札参加者に対し、書面参加移行不承認通知書（別記様式第2号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 第3項の規定による承認（以下この条において「書面参加承認」という。）は、その入札に係る案件に限り有効とする。

6 書面参加承認を受けた日以前に当該入札参加者が電子入札システムを利用して行った入札手続は、有効なものとして取り扱うものとする。

7 書面参加承認を受けた入札参加者（以下「書面参加者」という。）は、別に定める手順書に従って、入札書（電子入札書面参加用）（別記様式第3号）を使用して入札に参加しなければならない。ただし、市長が別途指示する場合は、その指示に従わなければならない。

（書面参加から電子入札への移行）

第12条 書面参加者は、その参加する入札に係る案件について、電子入札に移行することができない。

（入札の辞退）

第13条 入札参加者（書面参加者を除く。）は、入札を辞退しようとするときは、電子入札の受付を終了する日時までに、電子入札システムを利用して辞退届に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出しなければならない。

2 書面参加者は、入札を辞退しようとするときは、電子入札の受付を終了する日時までに、持参、郵送又は電子メールにより辞退届を提出しなければならない。

い。

(予定価格等)

第14条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、予定価格等を決定したときは、当該予定価格等を、開札を予定する日時（当該日時を変更した場合には、変更後の日時。次条第1号において「開札予定日時」という。）までに電子入札システムに登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者は、必要があると認めるときは、同項の規定による予定価格等の登録を開札から落札決定までの間に行うことができる。

(開札)

第15条 開札の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札執行者は、あらかじめ定めた開札予定日時以後、速やかに開札を行うものとする。ただし、書面参加者がある場合には、当該書面参加者が提出した入札書に記載された内容を電子入札システムに登録した後に、開札を行うものとする。

(2) 入札執行者は、必要があると認めるときは、当該入札の事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

(3) 入札執行者は、開札の結果、落札者となるべき入札参加者が2以上あるときは、電子入札システムに付加されている電子くじの機能を利用したくじで落札者を決定するものとする。

(4) 前号の電子くじの機能を利用するために使用する3桁の番号は、第9条第1項の事項と併せて電子入札システムに入力させ、又は入札書に記載させるものとする。ただし、電子入札システムに当該番号の入力がない場合又は入札書に当該番号の記載がない場合若しくは記載があってもその内容が不明瞭である場合は、入札金額の上3桁の数字を、電子くじの機能を利用するために使用する3桁の番号とする。

(開札結果の公表)

第16条 開札結果は、開札の日以後、速やかに、入札情報システム（電子入札システムと連携して入札関係情報等を閲覧することができるシステムをいう。）を利用して公表するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(再入札)

第17条 市長は、落札者を決定することができなかった場合において再度の入札に付することとしたときは、直ちに当該再度の入札に係る電子入札の受付を

終了する日時を定めて、入札参加者に通知しなければならない。再度の入札においても落札者を決定することができなかった場合において、更に再度の入札に付することとしたときも同様とする。

- 2 前項の規定による通知は、入札参加者のうち再度の入札に参加することができない者に対しては、行わないものとする。

(入札の無効)

第18条 電子入札の実施において、この要領の他の規定に定めがあるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 第4条第1項第1号（入札参加者が特定建設工事共同企業体である場合には、第6条）に規定する名義以外の名義で取得したＩＣカードを使用して行われた入札
- (3) 工事費内訳書等の提出がない入札（提出を求めることとしている場合に限る。）

- 2 一の入札に係る案件において、入札参加者が書面参加及び電子入札の双方により入札をしたときは、当該入札の全てを無効とする。

(入札事項の到達時期等)

第19条 電子入札において、入札参加者が電子入札システムに入力した事項及び電子入札システムにより提出した事項（次項及び次条第2項において「入札事項」と総称する。）は、電子入札システムのサーバに付随する記憶装置に記録された時に市に到達したものとみなす。

- 2 入札参加者は、電子入札システムにおいて表示される受信確認通知画面により入札事項の到達を確認し、必要に応じて当該画面の印刷等を行うものとする。

- 3 電子入札において、その受付を終了する日時までに第9条第1項の事項が市に到達していないときは、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

(障害発生時の対応)

第20条 市長は、電子入札に使用する電子機器の障害、広域にわたる停電等により電子入札システムを使用することができなくなったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより対応するものとする。

- (1) 電子入札システムが復旧する見込みがあり、電子入札を確実に実施することが見込める場合 必要に応じて入札又は開札の延期を行い、その旨、入札又は開札の日時その他必要な事項について、公告その他の方法により入札参加者に周知する。

- (2) 電子入札システムが復旧する見込みがない場合その他電子入札を確実に実

施することが見込めない場合 電子入札システムを使用しない紙媒体による入札に変更し、その旨、入札の方法その他必要な事項について、公告その他の方法により入札参加者に周知する。

2 市長は、前項第2号の場合において、電子入札システムを使用することができなくなる前に電子入札システムを使用して市に到達している入札事項があるときは、次の各号に掲げる当該入札事項の区分に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 次号に掲げる事項以外の事項 有効なものとして取り扱い、再度の提出等は要しないものとする。ただし、電子入札システムが正常に稼働しないこと等により内容を確認することが著しく困難であるときは、入札参加者に対し、書面による再度の提出を求めるものとする。

(2) 第9条第1項の事項 開封せず、無効なものとして取り扱う。この場合においては、入札参加者に対し、書面で入札書を作成し、提出することを求めるものとする。

(規定外事項)

第21条 この要領に定めるもののほか、電子入札システムを使用して行う建設工事又は測量等業務の競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

書面参加移行承認申請書

年 月 日

米子市長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

電子入札の対象とされる次の案件につきまして、書面参加を希望しますので、米子市建設工事等電子入札実施要領（令和 年 月 日施行）第11条第 2 項の規定により申請します。

1 工事名（業務名）

2 開札予定日時

3 電子入札システムを使用して入札に参加することができない理由（該当する番号に○印を付けてください。(4)を選択した場合は、具体的な理由を記入してください。)

- (1) ICカードの登録内容を変更するため再取得の手続を行っている。
- (2) ICカードの破損等により再取得の手続を行っている。
- (3) 電子計算機の通信障害等により、電子入札を行うことが困難である。
- (4) その他（)

様式第2号（第11条関係）

書面参加移行（承認・不承認）通知書

年 月 日

様

米子市長



年 月 日に申請のありました電子入札の対象とする案件に係る書面参加につきまして、次のとおり承認しました（承認しないことに決定しました）ので、米子市建設工事等電子入札実施要領（令和 年 月 日施行）第11条（第3項・第4項）の規定により通知します。

1 工事名（業務名）

2 書面参加の可否

3 不承認の理由

様式第3号（第11条関係）

入札書（第 回）
（電子入札書面参加用）

米子市長 様

米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定並びに図面、仕様書、現場等を熟覧の上、米子市建設工事等電子入札実施要領（令和 年 月 日施行）第11条第7項の規定により次のとおり入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

工事名 (業務名)	
工事場所 (業務場所)	
入札金額	金 円

くじ入力番号（任意の3桁の数字を記入してください。）

--	--	--

注意 くじ入力番号の記載がない又はくじ入力番号の記載があってもその内容が不明瞭である場合は、入札金額の上3桁の数字を電子くじに使用します。

手順書

米子市建設工事等電子入札実施要領（令和 年 月 日施行）第10条第2項及び第11条第7項の規定により、工事費内訳書等の提出及び書面参加の方法について、次のとおり定める。

1 工事費内訳書等の提出方法（第10条関係）

- (1) 工事費内訳書等を封筒（中身が透けないものに限る。）に入れて封かんする。
- (2) (1)の封筒に、入札参加者の商号又は名称及び入札案件名等を記載する。
- (3) 公告等で指定する電子入札の受付を終了する日時までに、郵送又は持参により総務部契約検査課に提出する。

2 書面参加方法（第11条関係）

- (1) 入札書（電子入札書面参加用）に必要事項を記載して押印したものを、封筒（中身が透けないものに限る。）に入れる。
- (2) 工事費内訳書等の提出を求める案件の場合は、工事費内訳書等を(1)の封筒に同封して封かんする。
- (3) (1)の封筒に、入札参加者の商号又は名称及び入札案件名等を記載した上で、郵送又は持参により提出する。
- (4) (3)により提出された書類は、開札を予定する日時までの間、総務部契約検査課において厳重に保管するものとする。

※入札書及び工事費内訳書等の提出期限は、公告等で指定する電子入札の受付を終了する日時と同一の日時とする。